



各 位

平成 28 年 12 月 16 日

会社名株式会社ダルトン

代表者名 代表取締役社長 安藤 隆之

(JASDAQ·⊐-ド7432)

問合せ先 上席執行役員経営管理本部長 戸倉 新治

(電話:03-3549-6800)

株式併合及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、平成28年10月13日付け当社プレスリリース「株式併合、単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、株式併合及び定款の一部変更に関する議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案通り承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

上場株式併合に関する議案が原案通り承認可決されました結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定めるJASDAQスタンダード市場(以下「JASDAQ市場」といいます。)における上場廃止基準に該当することとなります。

これにより、当社株式は、平成29年1月16日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当 社株式をJASDAQ市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いい たします。

記

## 1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、平成28年10月13日付け当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、 以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)に関して必要なご承認をいただく ため、本臨時株主総会を開催いたしました。

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

平成29年1月19日をもって、平成29年1月18日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の保有する当社株式2,364,000株につき1株の割合で併合いたします。

- ③ 減少する発行済株式総数14,197,432 株
- ④ 効力発生前における発行済株式総数14,197,438株
- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数 6株
- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数 24 株
- ① 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが 見込まれる金銭の額

本株式併合により、株式会社イトーキ(以下「イトーキ」といいます。)以外の株主の皆様の保有する株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生ずる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数(会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数が生ずる場合にあっては、これを切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様に交付します。当該売却については、当社は、会社法第235条第2項の準用する第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てイトーキに売却すること又は会社法235条第2項の準用する第234条第2項及び同条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である平成29年1月18日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が保有する当社株式の数に、本公開買付価格と同額である240円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様に交付することができるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

## 2. 第2号議案 (定款一部変更の件)

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は6株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元1,000株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条(単元株式数)、第9条(単元未満株式についての権利)及び第10条(単元未満株式の買増し)の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。また、本株式併合の結果、当社発行可能株式総数を24株とするために、当該事項に関する定款第6条(発行株式総数)を変更するものであります。

変更予定日は、本株式併合の効力が発生する予定日の平成29年1月19日であります。当該変更の 内容等は、平成28年10月13日付け当社プレスリリースをご参照ください。

## 3. 上場廃止の予定について

本株式併合に関する議案が原案通り承認可決されました結果、当社株式は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定めるJASDAQ市場における上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、平成28年12月16日から平成29年1月15日までの間、整理銘柄に指定された後、平成29年1月16日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式をJASDAQ市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

## 4. 株式併合の日程

| ① 取締役会決議日      | 平成 28 年 10 月 13 日      |
|----------------|------------------------|
| ② 臨時株主総会基準日公告日 | 平成 28 年 10 月 14 日      |
| ③ 臨時株主総会基準日    | 平成 28 年 10 月 31 日      |
| ④ 臨時株主総会開催日    | 平成 28 年 12 月 16 日      |
| ⑤ 整理銘柄指定日      | 平成 28 年 12 月 16 日 (予定) |
| ⑥ 当社株式の売買最終日   | 平成 29 年 1 月 13 日 (予定)  |
| ⑦ 当社株式の上場廃止日   | 平成29年1月16日(予定)         |
| ⑧ 株式併合の効力発生日   | 平成 29 年 1 月 19 日 (予定)  |

以上